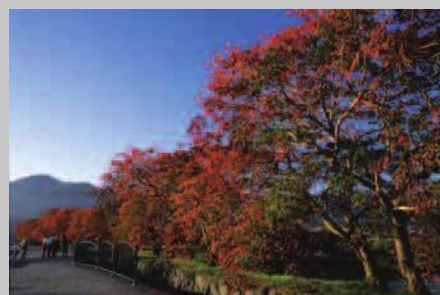
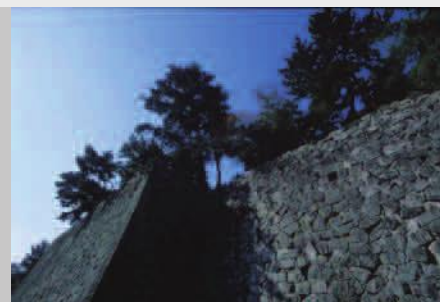


久留米市景観計画



概要版

久留米市



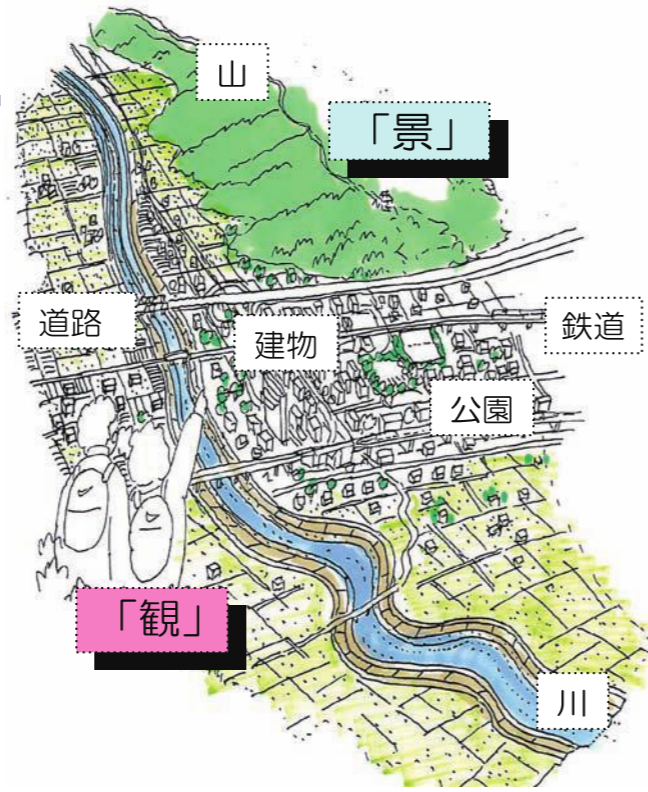
景観形成の意義

● 景観とは

景観とは、山があり、川があり、まちがあるという目に見えるものの姿である「景」と、人が目にし、感じる「観」で捉えられる、まちの表情や印象です。

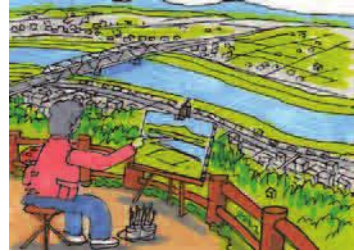
景観を構成する要素は、「山、川などの自然」「建物、道路、公園などのまちなみ」「地域の活動や祭り、行事などの人々の活動」が一体となって構成されるものです。

良好な景観は、自然等の地域資源の上に長い歴史を経た人々の営みが徐々に積み重ねられ形成された市民の共同作品であり、将来にわたって市民共有の財産となるものです。



● 景観形成の意義

本市の持つ資源を活かし良好な景観形成を進めていくことは、以下のような5つの意義があります。



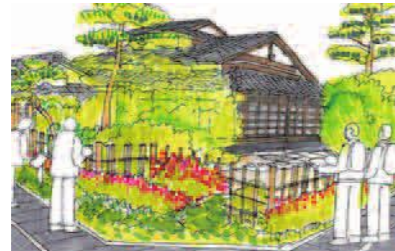
① 地域の愛着や誇り、文化の醸成につながります



② 「生活環境」の快適性の向上につながります



③ 地域の魅力や個性の創出につながります



④ 観光や交流の活性化につながります



⑤ 地域コミュニティを通じた、地域力の向上につながります

久留米市景観計画の役割

● 景観計画の役割

本市の良好な景観を形成する上で、景観計画の主な役割を以下の3項目とします。

- ① 景観形成を総合的に推進する基盤
- ② 市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針
- ③ 発見・共有・活用のためのツール



理念・目標

● 理念

芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、次代につなぐ、美しいまち 久留米

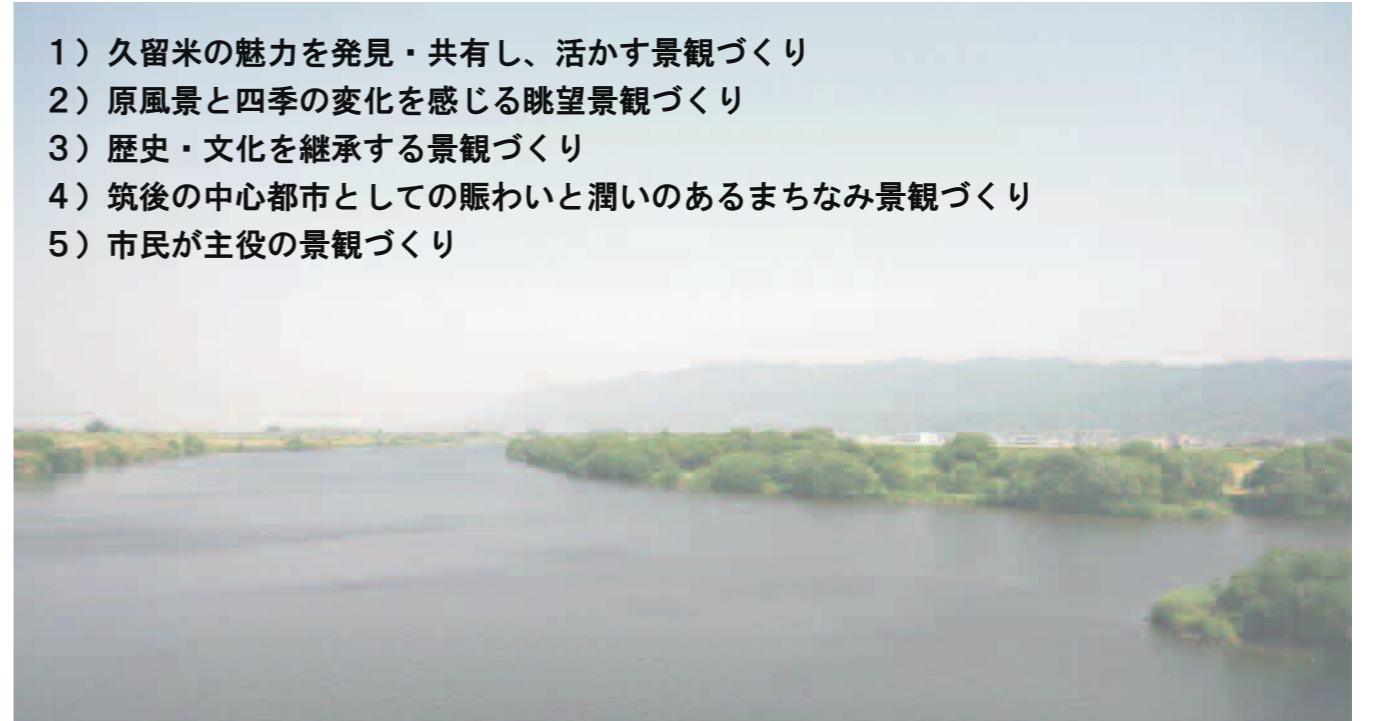
豊かな自然や歴史・文化的景観資源やまちなみ等の久留米の魅力を、市民や芸術家・文化人の目、及び、地域で継承される祭りや行事等を通して「発見」します。

このような景観資源や魅力を市民の財産として「共有」し、守り、育て、「活用」し、次代に引き継ぎます。

そして、誰もが誇りと愛着をもてる美しいまち久留米の景観をつくります。

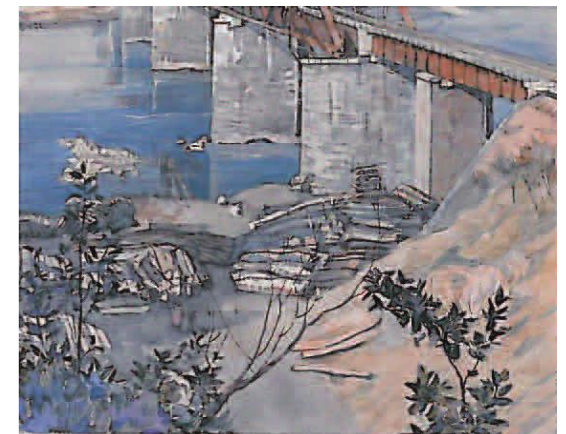
● 目標

- 1) 久留米の魅力を発見・共有し、活かす景観づくり
- 2) 原風景と四季の変化を感じる眺望景観づくり
- 3) 歴史・文化を継承する景観づくり
- 4) 筑後の中心都市としての賑わいと潤いのあるまちなみ景観づくり
- 5) 市民が主役の景観づくり



● 方針

- ① 市民・文化人が愛した絵になる景観形成
- ② 原風景の眺望景観を活かした景観形成
- ③ 四季と時間の変化を楽しむ景観形成
- ④ 歴史・文化を継承、創造する景観形成
- ⑤ まちの玄関口としての賑わいと品格ある景観形成
- ⑥ 潤いある良好な生活環境を創出する景観形成
- ⑦ 景観づくりを先導する公共施設等による景観形成
- ⑧ 地区の個性を活かした景観形成
- ⑨ 市民の主体的な景観形成を推進する仕組みづくり



『鉄橋』 古賀春江
出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120年記念
筑後洋画の系譜（発行 石橋美術館）

景観計画区域と地域区分

景観計画区域は市全域です。
地域特性に応じて5つの地域区分を設定します。

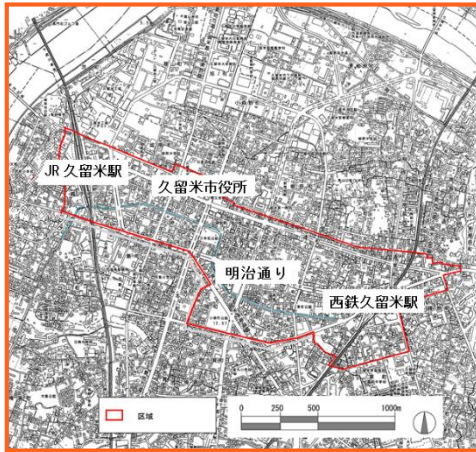
※平成27年に「京町周辺景観重点地域」を指定しました。景観重点地区は当初の5地域から除かれ、新たな地区となります。
京町周辺景観重点地区の区域、届出対象規模、景観形成基準等は、別冊「京町周辺景観重点地区ガイドライン」をご覧ください。

中心市街地地域

久留米の玄関口として、商業施設等が集積する賑わいある中心市街地

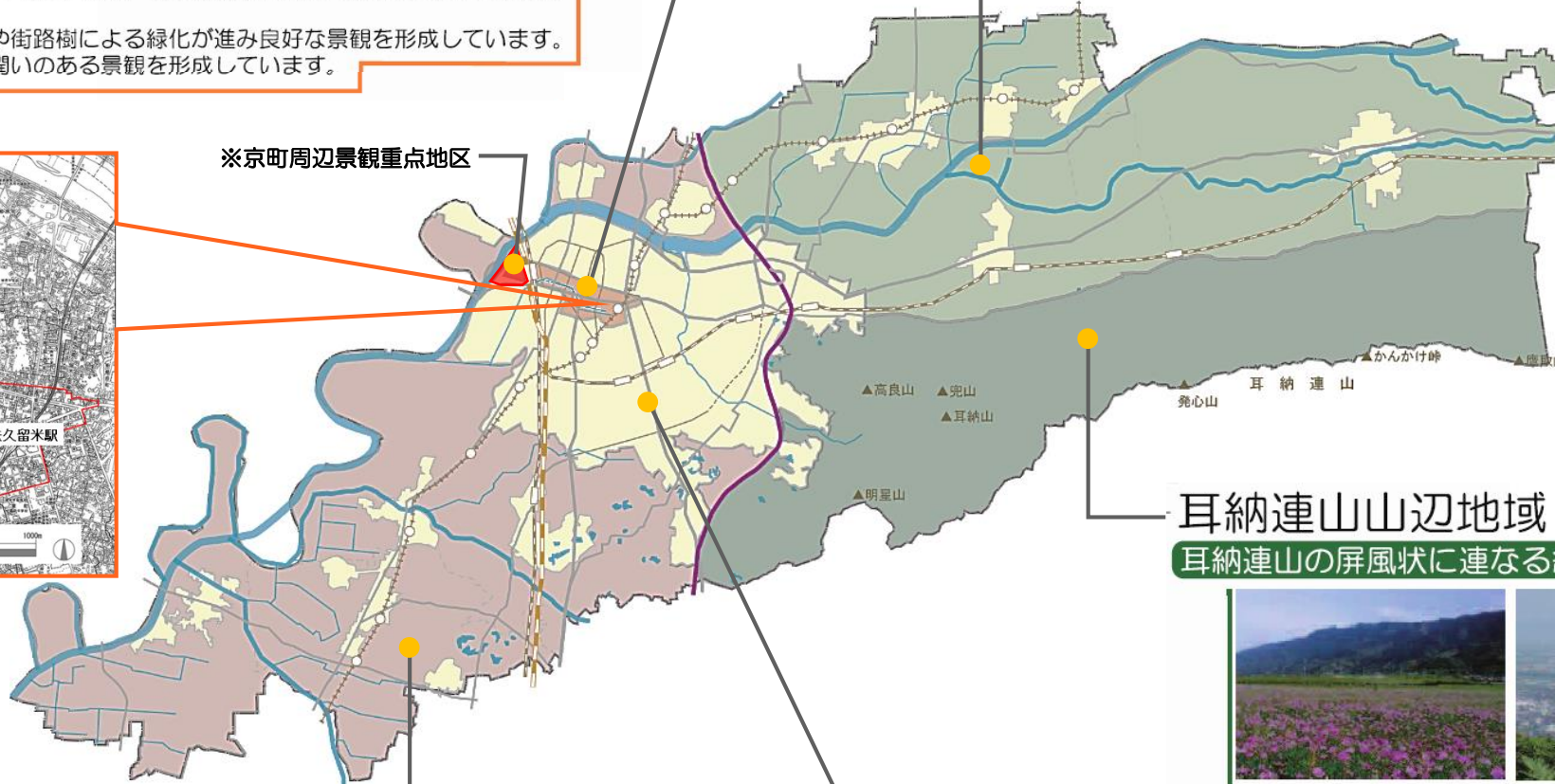


- ・JR久留米駅や西鉄久留米駅を中心に、商業・業務施設が集積する賑わいのある景観となっています。
- ・幹線道路は、電線類の地中化や街路樹による緑化が進み良好な景観を形成しています。
- ・街路樹や池町川緑道等により潤いのある景観を形成しています。



中心市街地地域拡大図

※京町周辺景観重点地区



東部田園地域

果樹や植木・苗木に代表される田園景観



- ・筑後川が自然豊かな田園の中を雄大に流れています。
- ・田園部は、全国でも屈指の植木・苗木の産地となっており、果樹園の緑とともに本市固有の景観となっています。
- ・ハゼ並木や北野コスモス街道など、四季を彩る花木等の景観があります。

耳納連山山辺地域

耳納連山の屏風状に連なる緑の山並みと山すそのもてなし景観



- ・耳納連山の北麓に広がる緑豊かな地域です。
- ・耳納連山からは、筑後川や筑後平野などの市内を一望できます。
- ・山苞の道や草野の歴史的なまちなみが来訪者をもてなす景観となっています。

西部田園地域

筑後平野に広がるクリークと水田の田園景観



- ・筑後川が広大な田園の中を雄大に流れ、城島周辺には、アシ原が広がっています。
- ・縦横に張り巡らされたクリークと一体となった水田の景観が広がっています。
- ・筑後川の水運を活かして発展した、造り酒屋などの古くからの産業の景観があります。

周辺市街地地域

住宅、文教施設、工場等が立地する多様な市街地景観



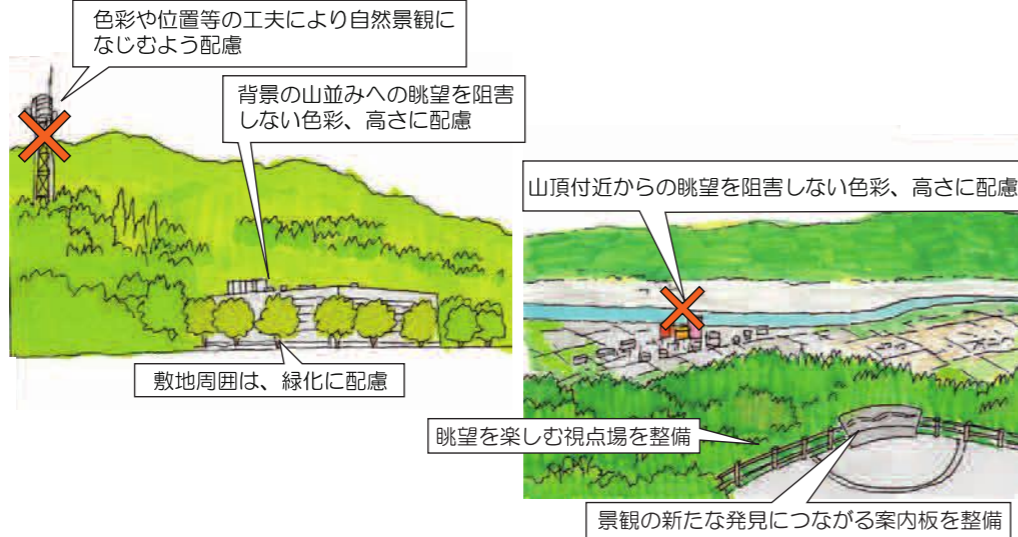
- ・中心市街地を取り囲むように、閑静な住宅地や大学等の文教施設等が立地しています。
- ・市街地の背景に高良山等の山々の緑や筑後川があります。
- ・ゴム産業発祥の地となる工場群や新しい工業団地等により工業地の景観形成が図られています。
- ・久留米城跡や水天宮、寺町、石橋文化センターなど、歴史・文化を身近に感じる景観があります。

地域区分毎の景観形成方針

耳納連山山辺地域

個別方針1: 原風景としての耳納連山や市内を一望できる視点場からの魅力ある眺望の保全・活用

緑の屏風のように連なる耳納連山の魅力を後世まで継承するために、建築物の色彩や高さ等の誘導により、耳納連山の眺望及び耳納連山山頂から市内を一望する眺望を保全します。
また、来訪者が訪れる主要な場所は、視点場を整備するなど魅力向上を図ります。



個別方針2: 旧街道沿いの歴史や文化を感じさせる景観の保全・修復・活用

旧街道沿いの歴史的なまちなみを今も残す場所では、歴史や文化を感じさせる個性豊かな景観の保全・活用を図ります。

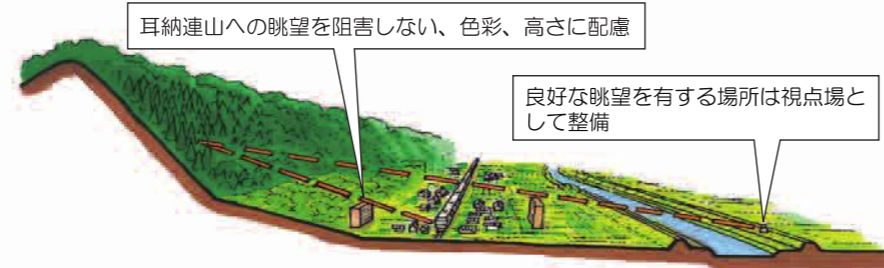
個別方針3: 山すその魅力あるもてなしの空間にふさわしい雰囲気を感じられる沿道景観の保全・活用

耳納連山の山すその豊かな自然を背景にしたフルーツ観光地帯や装飾古墳群などの歴史的景観資源を保全・活用し、来訪者が歩きながら楽しめる景観を創出します。

東部田園地域

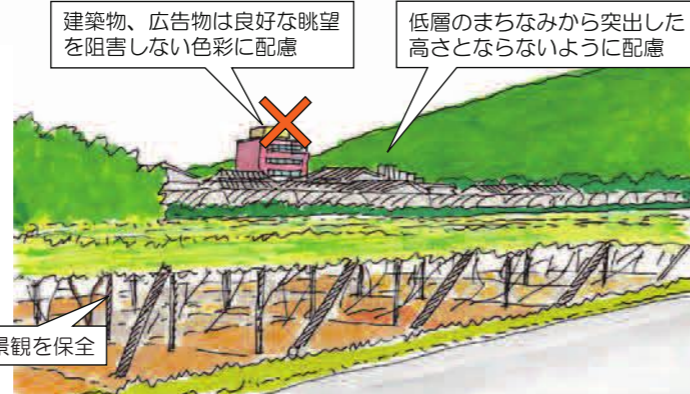
個別方針1: 原風景としての筑後川・耳納連山の眺望の保全

耳納連山、筑後川を同時に眺望できる景観を保全するため、眺望を阻害する建築物等の色彩や高さ等の誘導をします。



個別方針2: 水田・植木・果樹等の地域特有の田園景観の保全

田園景観の眺望を保全するために、眺望を阻害する建築物等の色彩や高さ等の誘導、広告物等の掲出の規制誘導を行います。



個別方針3: 歴史・文化の継承及び四季を彩る花木の景観の保全・活用

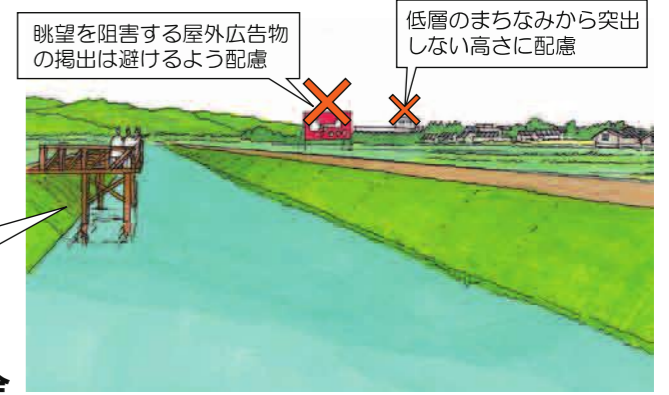
善導寺や北野天満宮のような歴史的な建造物及びハゼ並木やコスモス街道のような市民に親しまれ四季を彩る景観は、それらを保全すると共に、個性豊かな景観の創出に活用します。

西部田園地域

個別方針1: 広大に広がる田園景観の保全

クリークと一体となった広大に広がる田園景観を保全するために、低層の農村集落を基調とした建築物の色彩や緑化への配慮、眺望を阻害する屋外広告物の掲出等を規制誘導します。

周辺の自然環境や田園環境と調和する色彩に配慮



個別方針2: 筑後川下流の広がりある原風景の保全

筑後川が雄大に流れる景観を保全するため、筑後川沿いの建築物等の色彩や緑化への配慮、眺望を阻害する屋外広告物の掲出等を規制誘導します。

個別方針3: 地域の産業遺産を活かした文化的景観の保全・活用

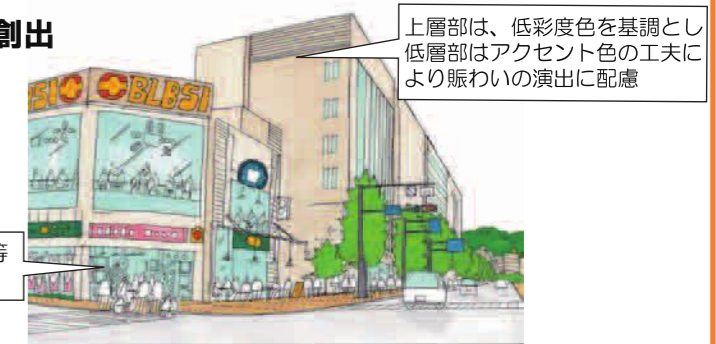
筑後川の水運を活かして発展した、造り酒屋、城島瓦、エツ漁等の産業遺産を、かつての暮らしを伝える景観として保全すると共に、周辺を含めた個性豊かな景観の創出に活用します。

中心市街地地域

個別方針1: 賑わい活力を感じさせるまちなみ景観の創出

中心市街地にふさわしい賑わいや活力をかもし出すよう、商業・業務施設、共同住宅等の形態や色彩等を誘導します。特に低層部については、良好な歩行空間の創出に配慮した形態や意匠、緑化を推奨します。

低層部はショーウィンドウ等による賑わいの演出に配慮



個別方針2: まちの玄関口としての賑わいと品格あるまちなみ景観の創出

まちなみに調和しない屋外広告物の掲出についての規制誘導を行います。また、道路等の緑化を進めます。

個別方針3: 歩行者が親しめる地区や通りごとの個性の創出

通りの個性を活かした賑わいを創出できるよう、地区や通りの特性を活かした景観形成を図ります。

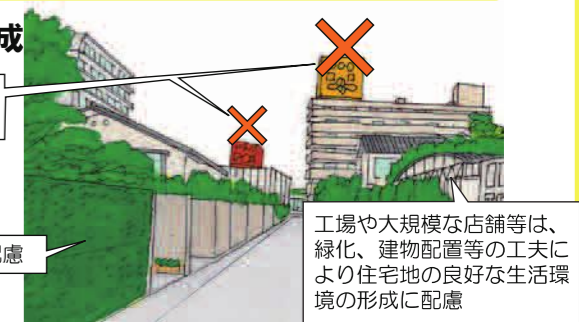
周辺市街地地域

個別方針1: ゆとりと潤いの感じられる良好なまちなみ景観の形成

暮らしたいまちとなるよう、住宅等に隣接する商業施設や工業施設はゆとりある空間の確保や緑化の配慮、屋外広告物の掲出等の規制誘導をします。

広告は、建物とのバランスを考慮し必要以上に大きくしないよう配慮

生垣等による緑化に配慮



個別方針2: 筑後川と市街地の調和した眺望の保全・活用

市民が身近に感じる筑後川の眺望を保全すると共に、市民の憩いの場としての景観整備を図ります。

個別方針3: まちなみの連続性や周辺環境に配慮した良好な沿道景観の創出

沿道に立地する商業施設の色彩・緑化等の誘導や屋外広告物の規制誘導により良好な沿道景観を創出します。

個別方針4: 歴史と文化、自然を身近に感じる景観の保全・活用

寺町や京町等の歴史を感じさせる街並みや、久留米城跡や水天宮などの歴史と自然を感じさせる資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観の創出に活用します。

景観形成のための行為制限 (景観法第8条第2項第2号)

【届出対象建築物（景観法16条第1項第1号）】

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

地域区分		対象規模
自然・田園部	耳納連山山辺地域 東部田園地域 西部田園地域	延床面積 500㎡以上または、高さ10m以上
市街地部	中心市街地地域 周辺市街地地域	延床面積 500㎡以上または、高さ12m以上

【届出対象工作物（景観法16条第1項第2号）】

以下に該当する工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

地域区分		対象規模
自然・田園部	耳納連山山辺地域 東部田園地域 西部田園地域	高さ 10m以上
市街地部	中心市街地地域 周辺市街地地域	高さ 12m以上

※工作物：煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫、鉄塔、その他これらに類するもので規則に定めたもの

■ 建築物・工作物の景観形成基準

地域区分	自然・田園部			市街地部			
	耳納連山山辺地域	東部田園地域	西部田園地域	中心市街地地域	周辺市街地地域		
建築物・工作物等の景観	位置（配置）	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 			<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。 また、高層部は、隣接する建築物との壁面の位置を合わせるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。 筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。 					<ul style="list-style-type: none"> 田主丸地域については、JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。
		<ul style="list-style-type: none"> 筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。 	—	—			
	<ul style="list-style-type: none"> 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とする。 	—	—	—			
形成基準	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。 商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。 商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。 敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構のデザインに配慮すること。 	—	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。 					
		<ul style="list-style-type: none"> マンセル値によりR系（赤系）、YR系（黄赤系）、Y系（黄系）は彩度4を、GY系（黄緑系）、G系（緑系）、BG系（青緑系）、B系（青系）、PB系（青紫系）、P系（紫系）、RP系（赤紫系）は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> マンセル値によりR系（赤系）は彩度6を、YR系（黄赤系）、Y系（黄系）は彩度4を、GY系（黄緑系）、G系（緑系）、BG系（青緑系）、B系（青系）、PB系（青紫系）、P系（紫系）、RP系（赤紫系）は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、周辺市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、外壁各面の40%程度は、この限りでない。 ただし、周辺市街地地域に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、外壁各面の40%程度は、この限りでない。 ただし、周辺市街地地域に配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の色彩は周囲の景観と調和したものとする。 	—	—	—	—		
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。 やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。 						
緑化・外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。 						
	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> オープンスペースでの緑化に配慮すること。 駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。 塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること。 	
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。 						
	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。 			<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。 	

【都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号）】

届出対象	市街化区域	開発区域面積 1,000㎡以上
	その他の区域	開発区域面積 3,000㎡以上
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面または擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること。 (法面) ・できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること。 (擁壁) ・構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること。 	

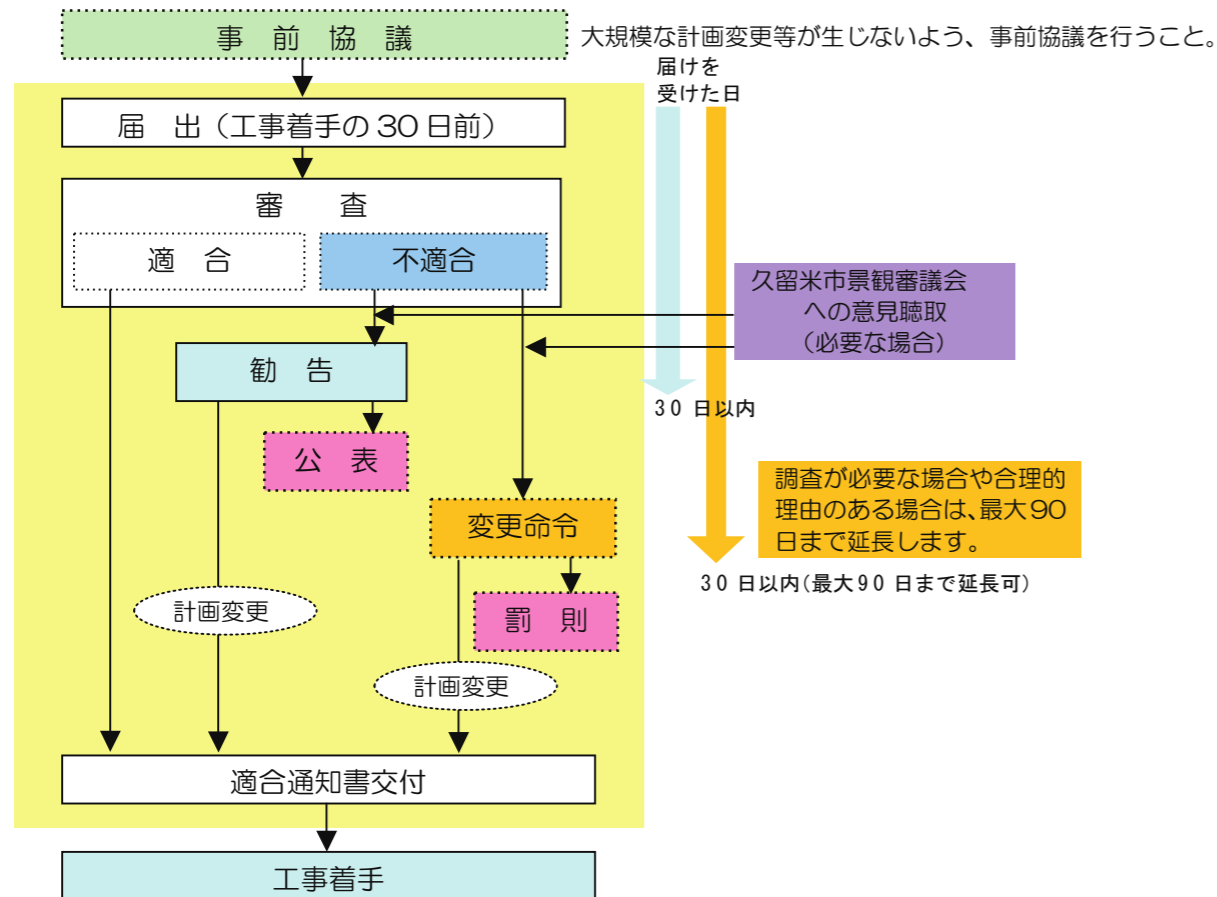
【土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地形質の変更】

届出対象	市街化区域	区域面積 1,000㎡以上
	その他の区域	区域面積 3,000㎡以上
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること。 ・長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること。 ・行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること。 	

【夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他工作物又は物件の外観について行う照明】

届出対象	届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・田園部でライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。 ・周辺市街地地域でライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。 ・中心市街地地域でライトアップ等を行う場合は、歩行空間を演出する照明施設等により魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。

届出手続きの流れ



景観形成の推進に向けて

● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、地域の個性を活かした良好な景観形成の核となるものであり、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その維持・保全、活用を図っていきます。

● 景観重要公共施設の指定

本市の景観の骨格を形成する公共施設については、良好な景観形成を先導する重要な役割を持つため、施設管理者の同意の上、景観重要公共施設として、「整備に関する事項」、「占用等の許可の基準」を定め、公共施設とその周辺が一体となった良好な景観形成の実現を目指します。

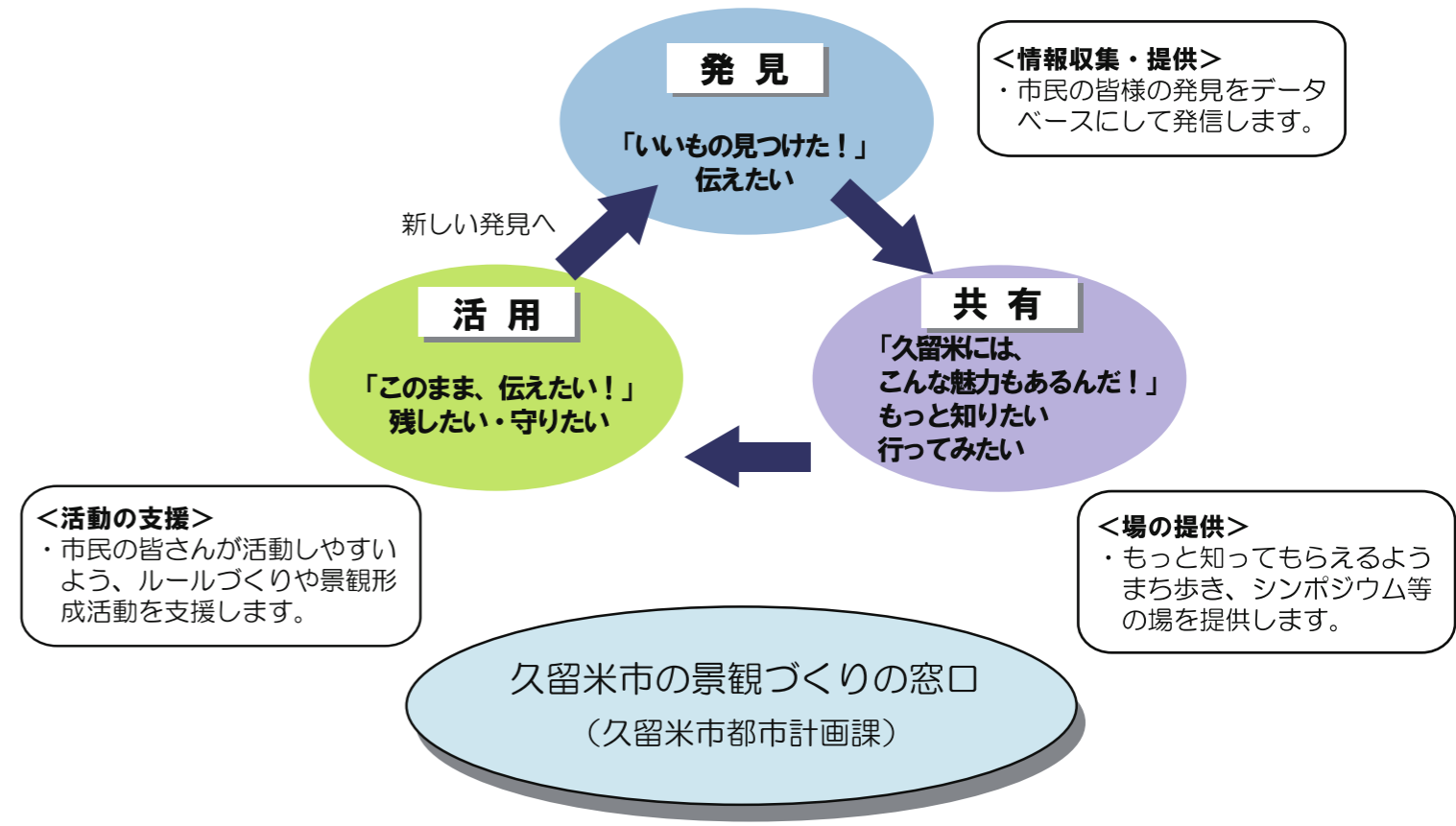
● 屋外広告物の景観形成

屋外広告物の掲出にあたっては、優れた自然・田園景観や住環境の保全、商業地の賑わいの演出など、周辺環境に調和するよう誘導していきます。

● 景観形成推進事業

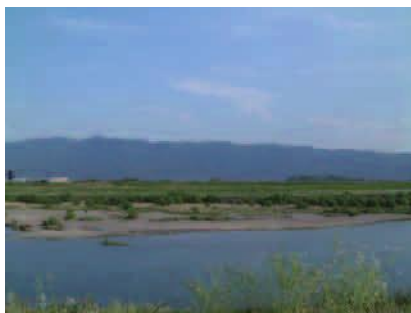
久留米らしい景観形成を推進していくために、景観形成推進事業（景観重点地区策定事業、視点場整備事業、景観シンボルロード整備事業など）を設定し、良好な景観形成の推進に取り組みます。

久留米の景観を発見・共有・活用する仕組み



久留米市の景観

●自然景観



筑後川と耳納連山

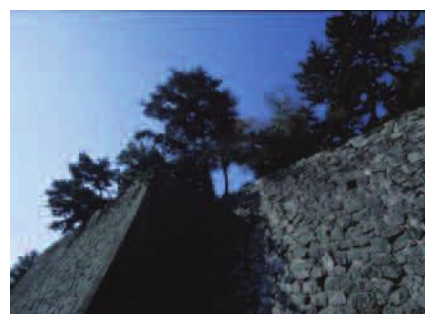


筑後平野に広がる田園



花木の景観（北野コスモス街道）

●歴史・文化景観



歴史景観（久留米城跡）

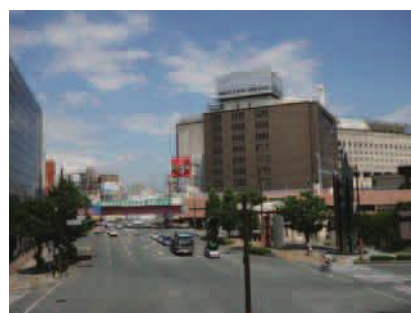


産業景観（城島の酒蔵）

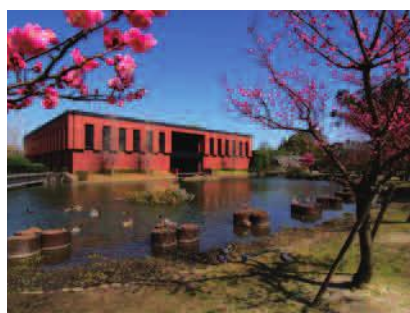


文化景観（鬼夜）

●まちなみ景観



中心市街地景観（明治通り）



周辺市街地景観（石橋美術館）



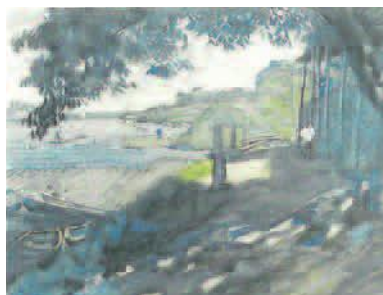
市街地の緑（プリチストーン通り）

●絵画に描かれた久留米の景観

久留米からは多くの芸術・文化人を輩出しており、それらの芸術・文化人が愛し描いた風景は久留米に数多く残っています。



①水縄山風景（坂本繁二郎）



②筑後川（古賀春江）



③篠山城跡の桜（松田諦唱）

①②③出展：青木繁・坂本繁二郎生誕120年記念 筑後洋画の系譜（発行 石橋美術館）

■お問合せ先

久留米市役所 都市建設部 都市計画課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL 0942-30-9083 E-mail toshikei@city.kurume.fukuoka.jp

